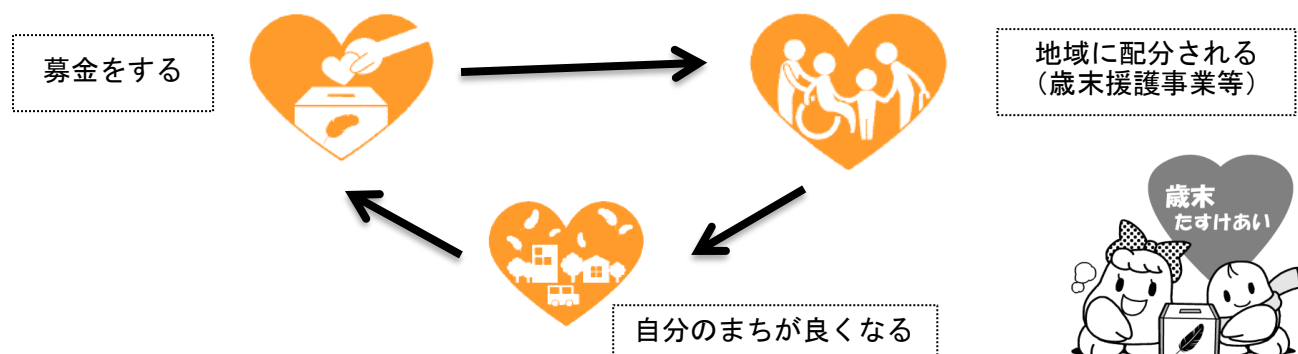


1 さいまつ♡ほっと事業（歳末援護事業）とは

地域歳末たすけあい運動の趣旨のもと、市民の皆様からご協力いただいた地域歳末たすけあい募金を財源とし、さいまつ♡ほっと事業（歳末福祉事業や歳末援護事業）を実施しています。

地域歳末たすけあい運動は、「つながり ささえあう みんなの地域づくり」をスローガンに、共同募金運動の一環として地域住民やボランティア・NPO 団体、民生委員・児童委員、社会福祉施設等の関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、高齢者、障がい者、子ども、福祉サービスを必要とする人など誰もが地域社会の一員として参加できるさまざまな福祉活動を展開している運動です。「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～」をテーマにしています。

地域において孤立することなく自分らしく、安心して暮らすことができる福祉のまちづくりへの幅広い理解と参加を図っており、近年では特に、社会的孤立や経済的困窮の状態にある生活困窮者、虐待、権利侵害など今日的な生活課題を抱えた方々や東日本大震災や豪雨災害等により被災した方々への支援活動とともに、その解決や予防に向けた住民の理解、体制整備について取り組みを進めています。



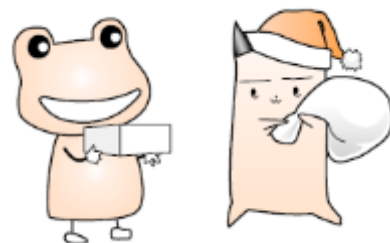
**地域での孤立解消や生活困窮者等への支援など、
住民同士の支え合いが進められています。**

戦後、地域歳末たすけあい運動は、金品持ち寄り運動として始まりました。いろいろな課題を抱え、おせちが食べられないなど経済的支援を必要とする人を対象に、慰問することから進められました。

現在は、家族やコミュニティの希薄化、人口減や超高齢社会から、地域での孤立などさまざまな課題が生まれ、それに対応すべく地域歳末たすけあい運動が継続されています。

参考：「赤い羽根 Vol. 18」企画・推進員会委員長 上野谷加代子
(同志社大学 社会学部 社会福祉学科 教授)

2 令和6年度さいまつ♡ほっと事業について



(1) 対象者

<1> 市内に住所があり、次のいずれかに該当する方

- ① 80歳以上で一人暮らしの方
- ② 身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方
- ③ 療育手帳[△]またはAをお持ちの方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

<2> 市内に住所があり、次のいずれかに該当する世帯

- ⑤ 就学援助事業に認定された児童・生徒（準要保護世帯）
- ⑥ 児童扶養手当の全部支給世帯（※一部支給世帯は対象外です。）

<3> その他

- ⑦ 民生委員より申請があり、鶴ヶ島市社会福祉協議会会長が必要と認めた方

(2) 申請期間

令和6年10月15日（火）～11月15日（金）必着

(3) 申請方法

対象となる方は、申請書に必要事項を記入し申請書設置場所へ提出。
または、郵送やFAXでも可。

(4) 申請書設置場所

- ① 社会福祉協議会（市役所6階）
- ② 各市民センター
- ③ 若葉駅前出張所
- ④ 老人福祉センター「逆木荘」

※申請書設置場所へ取りに行くことが難しい場合は、民生委員や社会福祉協議会へご連絡をいただいた後、対応します。

(5) 援護品（おこめ券等）のお渡し

12月中旬以降に、地域の見守りを兼ねて民生委員や社協職員がご自宅へお届けします。

(6) 周知方法

- ① 社協だより「ふくしのまち」（11月1日発行）への掲載
- ② 申請書設置場所での掲示
- ③ 自治会協力のもと、自治会回覧の実施
- ④ 社会福祉協議会等ホームページへの掲載